

運営会員（社員） 【別表１】

会員区分	専任会員	シニア会員
	理事（役員）	理事（役員）以外
対象・条件	次の条件を備え、理事会が承認する人 ● 18 歳以上の人 ● 当クラブが行う各種活動に賛同し、積極的に参加することが可能であること ● 当クラブが目的とビジョンを達成するための見識と手段を備えていること ● 理事長の指示に従うとともに、スポーツを愛しみ、会員すべてが楽しんでプログラムを進行できること ● 個人の利益のために参加するのではなく、組織及び地域社会のために活動を行えること	
活動内容	● クラブの事業・活動ならびに運営全般に携わる ● 運営会員は総会においてクラブ運営の意思決定に関わるとともに、クラブの運営ならびに事業実施全般に携わる ● 理事は理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。	
入会手続き	● 入会申込書を提出する。ただし、理事長が認めた者については、この限りではない。 ● 理事は総会において選任する	
会費	4,000 円／年（※）	別表 3 のエンジョイ会員に準じる
活動費	● 別に定める旅費を支給する	
報酬	● 無報酬	

※ 会費について：

当クラブの目的とビジョンを共有する会員が自発的に集まって、その達成のために必要な活動資金を、自らの会費によってまかなうものとする。